

会社設立手続きのポイント

1．会社設立前の調査の重要性

会社設立手順の中で大切なのは、実際の手続ではなく、その前の「調査」に関する作業といえます。極端に言いますと、書類上の手続は間違えたら修正すれば良いわけですが、初めの調査をミスしてしまい手続を進めてしまうと後で修正するのは大変です。

「調査」とは、設立する会社の商号 = 名前および設立する会社の事業目的の適格性です。なぜならば、会社の名前はどのような名前でも自由につけられるわけではなく、類似商号に抵触しないこと（本店所在地と同一市区町村内において同一又は類似の商号で、かつ同一目的の会社は登記ができない）という規定があるからです。つまり、会社の顔となる商号選定・調査は最も重要となります。

また、定款に記載できる事業内容についても、どんな文言でも記載できるわけではなく、一定のルールがあります。抽象的なもの、具体性がないもの、あるいは適法性を欠くものについては認められません。例えば、単に「コンサルタント業」という文言は具体性がないということでは認められず、「経営」などの文言を頭に付ける必要があるとされています。

上記のように、認められる文言かどうかは、1つ1つの項目について調べていかなければなりませんので、法務局の相談窓口にてご相談下さい。

2．許認可の必要性の確認

会社を設立しても、中には許認可を受けなければ行えない業務があります。事業内容が許認可を必要とするものであるのかどうかを調べ、許認可があるとしたら許認可を取得することが可能なのか、許認可が下りるのはいつ頃になるのか、ということを考えて計画する必要があります。

許認可は、届出制の場合は別として「会社設立」「許認可申請」「営業開始」となり、申請書を提出してから1～6ヶ月という期間（許認可の種類により異なります）を要しますので、許認可を取得するまでのつなぎ資金を確保しておくか、許認可を要しない業務も視野に入れておく必要があります。

また、許認可には、絶対に取得しなければならないものと、場合によって取得しなければならないものとに分かれますので、詳しくは、各役所へお問い合わせ下さい。

3．確認会社（1円会社）設立の決断は慎重に

株式会社・有限会社が資本金1円から設立できるということは、既に広く知られています。実際に多くの企業がこの形式により設立されておりますが、その陰で倒産している企業が多いのも現状です。このため、本当に確認会社が良いのか、まずは個人事業から始められないだろうか、ということを考える必要があります。「会社を設立すれば何とかなるだ

ろう」では済みません。個人で事業をしており会社組織への転換を希望する場合、金融機関や取引先は確認会社の設立で良いと言っているのか、独立して会社を設立しようと考えているのであれば、会社組織で開業する意義と営業先からの信用という面から考えて確認会社でも会社組織として行った方がよいのか、という判断が求められます。

会社設立に際して決めておくべき内容

1. 商号（会社の名前）
2. 会社目的
3. 会社を設立する住所（原則的には住まいと同一でも可）
4. 資本金
5. 出資者・発起人一覧（住所・氏名・出資額）
（設立時に資本金を出す人）
6. 役員予定者（住所・氏名）
（株式会社であれば取締役3名 監査役1名・有限会社であれば取締役1名）
7. 払込金取扱銀行
8. 会社設立予定日
9. 決算日（基本的に設定日は自由）

会社設立にかかる費用について、有限会社であれば約15万円、株式会社であれば約24万円。その他に専門家へ依頼する場合には別途報酬が必要となります。
（資本金・会社印鑑・金融機関への払込手数料は除きます）

会社設立スケジュール

- Step1 設立する会社の概要を決定
- Step2 商号が登記できるか、事業目的が妥当かどうかを法務局で調査
- Step3 定款（会社の規則）を作成
- Step4 公証人役場で定款認証手続
- Step5 金融機関へ資本金の払込手続（確認会社の場合には不要）
- Step6 登記申請に必要な書類を作成して法務局へ登記申請書提出
- Step7 登記申請書提出から1～2週間で設立登記が完了

商号の調査から設立登記が完了するまでには、一般的に、最短で行えば2週間程度、通常は1ヶ月程度が目安となります。

執筆者：行政書士 田中利英

（株式会社 タップクリエート パートナーコンサルタント）